

三重県国内出願支援事業実施要領

(目的)

第1条 財団法人三重県産業支援センター(以下「支援センター」という。)は、県内中小企業者が積極的かつ戦略的に知的財産を活用した事業展開を促進することを目的に、国内の特許出願に意欲的な県内中小企業者に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関してはこの要領の定めるところによるものとする。

(実施機関)

第2条 三重県国内出願支援事業(以下「本事業」という。)は、支援センターが実施するものとする。

(定義)

第3条 この要領において「中小企業者」とは、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条に規定する中小企業者で、三重県内に主たる事業所を有する者とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる中小企業者は次に掲げる要件すべてを満たす者とする。

- (1) 知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある者
- (2) 補助を受けようとする出願に関し、特許権が成立した場合に、当該権利を活用した事業展開を計画している者
- (3) 国内の先行特許調査等からみて、特許権取得の可能性が見込まれると判断される出願を行う者
- (4) 補助金の交付対象となる特許の出願を当該年度内に開始し、かつ当該年度の1月末日までに完了する見込みの者
- (5) 三重県の定める「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」別表に該当しない者

(補助対象経費)

第5条 本事業における補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助限度額)

第6条 本事業の補助額は、1企業に対し1事業年度内で、補助対象経費の1/2以内とし、15万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を希望する中小企業者は、本事業に係る補助金交付申請書(様式1-1)及び、資金計画等(様式1-2)に添付書類を付して、支援センター理事長(以下「理事長」という。)にその指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 補助金の交付申請にあたっては、当該補助金に係る消費税、及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)

(対象企業の選定)

第8条 理事長は補助金交付申請書の提出があった場合その内容を審査委員会に諮り、採択の可否を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 理事長は第8条の結果に基づき、当該申請に係る補助金の交付を認めたときは補助金交付決定通知書(様式2)により通知するものとする。

2 理事長は補助金の交付決定において補助金交付の目的を達成する必要がある時には条件を付することができるものとする。

(申請の取り下げ)

第10条 補助金の交付決定を受けた中小企業者(以下「補助事業者」という。)は補助金交付の申請を取り下げる場合には、補助金交付申請取下届出書(様式3)を理事長に提出しなければならない。この場合、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(本事業の内容等の変更)

第11条 補助事業者は本事業の内容等の変更をするときには、あらかじめ補助事業内容変更承認申請書(様式4)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 前項の承認には必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。

3 第1項のただし書きに規定する軽微な内容の変更とは、次に該当する場合をいう。

(1) 本事業に要する経費の20パーセント以内の減少となる内容の変更をする場合。

(2) 補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ事業効率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更する場合。

(本事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は天災その他やむを得ない事情等により、本事業の中止又は廃止をする場合には、あらかじめ補助事業の中止(廃止)承認申請書(様式5)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は前項の申請に対し承認すべきと認めたときは、その旨を中止(廃止)決定通知書(様式6)により通知するものとする。

(本事業遅延等の報告)

第13条 補助事業者は本事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は本事業の遂行が困難になった場合には、速やかに本事業に係る補助事業遅延等報告書(様式7)を理事長に提出しその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は本事業が完了したときは速やかに補助金実績報告書(様式8-1)に別紙報告書(様式8-2)及び下記の書類を添付して理事長に提出しなければならない。

(1) 出願の詳細がわかる書類の写し

(2) 経費の支出根拠となる書類の写し

2 補助金の実績報告にあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して実績報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 理事長は、第14条の実績報告があった場合、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、本事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときには、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式9）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第16条 補助金は第15条の規定により補助金の額を確定した後交付するものとする。

2 補助事業者は前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金交付請求書（様式10）を理事長に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第17条 理事長は補助事業者が次の各号に該当する場合には、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）本要領の規定に違反したとき。

（2）補助金を本事業以外の用途に使用したとき。

（3）交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（4）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（5）その他本事業に関して法令又は法令に基づく処分等に違反したとき。

（6）本事業を中止又は廃止したとき

（7）三重県の定める「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」別表に該当したとき。

2 理事長は前項の取り消し決定を行った場合には、その旨を補助事業者に補助金交付決定取消通知書（様式11）により通知するものとする。

3 前2項の規定は、本事業について交付すべき補助金の額が確定した後においても、適用されるものとする。

（補助金の返還）

第18条 理事長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、本事業の当該取消に係る部分に関して既に補助金等が交付されているときには、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 理事長は、補助事業者に交付すべき補助金の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときには、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞利息）

第19条 補助事業者は、第18条第1項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金を支援センターに納付するものとする。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年利10.95%の割合で計算した延滞利息を支援センターに納付するものとする。

3 第1項及び第3項の規定に定める加算金又は延滞利息の算出については、年365日の日割とする。

（財産処分の制限）

第20条 補助事業者は、本事業により取得し又は効用の増加した財産を理事長の承認を

受けずに、補助金交付の目的に反して、使用、譲渡、交換、貸付、又は担保の用に供してはならない。ただし、補助金交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められた期間を経過した場合はこの限りでない。

- 2 補助事業者は前項の承認を受けようとする場合には、財産処分承認申請書（様式12）を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は第1項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産処分により補助事業者に入金があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を支援センターに納付させることができるものとする。

（補助金の経理）

第21条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつこれらの書類を本事業の完了後5年間保存しなければならない。

（実用化状況報告書の提出）

第22条 補助事業者は、本事業実施年度の翌年度から5年間、毎会計年度終了後2カ月以内に、本事業に係る過去1年間の実用化状況について実用化状況報告書（様式13）を理事長に提出しなければならない。

（成果の普及）

第23条 支援センターは、本事業の支援を得て出願を行った事例のうち、支援の効果が確認できた案件について、補助事業者の了解を得た上で他の中小企業者への情報提供に努めるものとする。

（その他）

第24条 本要領のほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費

補 助 対 象 経 費	
経費区分	内 容
特許庁への出願手数料	特許庁への出願に要する経費
弁理士費用	特許庁に出願するための弁理士費用（成功報酬を除く）

※消費税及び地方消費税は補助対象外

- ※1 原則、当該年度の4月1日から1月末日までに契約、支出を完了したものを補助対象とする。